

野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業運営団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護サービス等を提供する事業所における介護従事者の確保策の一環として、野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業実施要領に基づく通所介護施設等における共同送迎を行う団体に対し、予算の範囲内において野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業運営団体補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、介護サービス等の安定的な提供を図り、もって高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるように資するため、当該補助金の交付に関し、野洲市補助金等交付規則（平成16年野洲市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所介護施設等 介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号に規定する介護給付及び同条第2号に規定する予防給付に係るサービスのうち、そのサービスを提供する事業所に利用者が通所して当該サービスを受ける事業所をいう。
- (2) 共同送迎 通所介護施設等に通う利用者の送迎用の自動車を複数の通所介護施設等が共同で利用し、それぞれの通所介護施設等の利用者を送迎することをいう。
- (3) 福祉有償運送 道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する福祉有償運送をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に団体の事務を行う場所を有し、主として市内で活動する団体であること。
- (2) 補助に係る事業の執行及び経理を的確に行うことのできる能力を有すること。
- (3) 団体の構成員が5人以上で、かつ、代表者が明らかであること。
- (4) 団体の代表者が、市内に1年以上居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されている者であること。
- (5) 福祉有償運送の登録が可能な団体であること。
- (6) 高齢者の福祉の向上に資する活動実績があること。
- (7) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体でないこと。
- (8) 野洲市暴力団排除条例（平成23年野洲市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団である団体又は同条第2号に規定する暴力団員が構成員等（代表者、理事、監事、構成員又はこれらに準じる者をいう。）となっている団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象者又は補助対象事業に賛同する通所介護施設等が用意する自動車を活用し、通所介護施設等の共同送迎の際に、運営全般を担うこと。
- (2) 補助対象者又は補助対象事業に賛同する通所介護施設等が用意する自動車を活用した高齢者の移動支援に資する取組を検討する会議に出席すること。

(3) 高齢者の移動支援の仕組みの創出を目指した取組を試行すること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定前に契約を締結したものは、補助金の対象外とする。ただし、自動車の任意保険料など、既に保有している物品等に係る継続性のあるものの経費及び補助金を受ける年度が継続して2年度目以降である場合であって、継続性のあるものの経費については、この限りでない。

3 第1項の規定により算出した補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の規定による補助金の交付申請は、野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金事業計画書(様式第2号)

(2) 野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金収支予算書(様式第3号)

(3) 団体の定款、規約、会則その他これに類する書類

(4) 高齢者の福祉の向上に資する活動実績の報告書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは規則様式第4号に定める様式により、相当でないときとは野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認の申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)が、規則第7条の規定に基づき交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 軽微な変更とは、補助対象事業の目的及び主たる内容以外の変更であって、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 交付予定額の変更を伴わない事業計画の変更

(2) 交付予定額の変更が伴う事業計画の変更であって、変更が生じる補助金の額が交付予定額の20パーセント以内の減額である場合

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を受ける年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金収支決算書(様式第6

号)

- (2) 事業成果表（様式第7号）
- (3) 通所介護施設等共同送迎利用者名簿
- (4) 補助対象経費の金額を証する書類（領収書等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の請求）

第10条 交付決定団体は、規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金交付請求書（様式第8号）により、補助金を市長に請求するものとする。

2 この補助金は、規則第16条第2項の規定に基づき、概算払により交付することができるものとする。

（補助金の精算等）

第11条 交付決定団体は、前条の規定により補助金の概算払を受けたときは、補助対象事業が完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付を受ける年度の3月31日のいずれか早い日まで第9条の規定による実績報告書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、速やかに規則第14条の規定による補助金の額の確定を行い、これにより補助金に過払いが生じているときは、当該交付決定団体は、その差額を速やかに返納しなければならない。

（決定の変更又は取消し）

第12条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、決定の変更又は全部もしくは一部の取消しをすることができる。

- (1) 交付決定団体が補助対象事業に関して不正、怠慢、違反その他不適当な行為をした場合
- (2) その他補助金を交付することが不適当であると市長が認めた場合

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定による決定の取消しに係る部分に対して補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（調査等）

第14条 交付決定団体は、規則第11条の規定による調査があった場合は、当該調査に誠意をもって協力しなければならない。

（遵守事項）

第15条 交付決定団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象事業に従事する者（次号において「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。
- (2) 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。
- (3) 事故が発生した場合には適切な対応を行い、市へ報告すること。この場合においては、交付決定団体が責任を持って真摯に対応すること。

（補助金の経理等）

第16条 交付決定団体は、補助金の経理について、収入および支出を明らかにした帳票及び帳簿を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算してから5年間保管しなければならない。

2 交付決定団体は、前項の保管期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者

に前項の書類を引き継がなければならない。

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和5年6月16日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費		補助率	補助限度額
人件費・賃金	事務補助職員雇用経費、アルバイト賃金	左欄の補助対象経費の総額から国などの機関、団体等からの補助金等を差し引いた額の10分の10以内	5,000,000円 (ただし、予算の範囲内の額)
報償費	講師謝金、施設車両借用謝金		
旅費	視察研修費		
消耗品費	文具等事務用消耗品、日用品、書籍等		
食糧費	事業実施のために必要なものに限る。		
印刷製本費	チラシ、資料等の印刷製本代等		
燃料費	活動に必要な自動車の車両のガソリン代		
通信運搬費	電話代、郵送、宅配便等の運搬用経費		
保険料	自動車の任意保険料、ボランティア保険料、行事の伴う保険料等		
業務委託料	専門的な技術等を要する業務の委託料		
使用料・賃借料	会場使用料、駐車場使用料、自動車借上料等		
原材料費	事業実施の際に作成する設備等の原材料費等		
備品購入費	事業実施のための事務処理に必要な机、椅子、書庫、パソコン、印刷機に限る。		
その他	事業実施のため市長が特に必要と認めたもの		

様式第1号（第6条関係）

野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金交付申請書

年 月 日

野洲市長 様

申請者 住所
氏名

年度野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金の交付を受けたいので、野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金等交付申請額 円
- 2 関係書類
 - (1) 野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金事業計画書（様式第2号）
 - (2) 野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金収支予算書（様式第3号）
 - (3) 団体の定款、規約、会則その他これに類する書類
 - (4) 高齢者の福祉向上に資する活動実績報告書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金事業計画書

1 団体の概要

団体の名称				
団体の所在地	野洲市			
団体の連絡先	電話番号	固定：	FAX番号：	
		携帯：	メールアドレス：	
団体の代表者	住所		携帯電話番号	
	氏名		役職名	
団体の設立年月日	年 月 日			
団体の設立目的・経緯				
団体の主な活動				
本年度の団体の 予算額	円			

2 事業の概要

事業の目的	○高齢者の移動支援の仕組みの創出を目指した取組
事業の内容	○通所介護施設の共同送迎の実証実験に向けての事業計画 (例：運行管理団体への説明、ドライバー・運営スタッフの確保など) ○高齢者の移動支援の仕組みの創出を目指した取組
事業の実施によって見込まれる効果	
次年度以降の展望	

様式第3号（第6条関係）

野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金収支予算書

(収入)

科 目	予 算 額	説 明
市 補 助 金		
合 計		

(支出)

科 目	予 算 額	説 明
人件費・賃金		
報 償 費		
旅 費		
需 用 費		
消 耗 品 費		
食 糧 費		
印 刷 製 本 費		
燃 料 費		
役 務 費		
通 信 運 搬 費		
保険料		
業務委託料		
使用料・賃借料		
原材料費		
備品購入費		
合 計		

科目は、地方自治法施行規則第15条に基づいて記載すること。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

野洲市長

野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金について、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

理由

様式第5号（第9条関係）

野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金実績報告書

年 月 日

野洲市長 様

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった 年度野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金について、野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を下記の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金収支決算書（様式第6号）
- (2) 事業成果表（様式第7号）
- (3) 通所介護施設共同送迎実証実験利用者名簿
- (4) 補助対象経費の金額を証する書類（領収書等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金収支決算書

（収入）

科目	予算現額	決算額	予算との比較	説明
市補助金				
合計				

（支出）

科目	予算現額	決算額	予算との比較	説明
人件費・賃金				
報償費				
旅費				
需用費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 燃料費				
役務費 通信運搬費				
保険料				
業務委託料				
使用料・賃借料				
原材料費				
備品購入費				
合計				

収入支出差引額

科目は、地方自治法施行規則第15条に基づいて記載すること。

様式第7号（第9条関係）

事業成果表

1 事業名

2 事業着手年月日 年 月 日

3 事業完了年月日 年 月 日

4 事業概要（会議・大会等の場所・日時・参加者数を別添すること。）

5 事業効果

様式第8号（第10条関係）

野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金交付請求書（概算払）

年 月 日

野洲市長 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった 年度野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金について、野洲市通所介護施設等共同送迎・高齢者移動支援モデル事業費補助金交付要綱第10条第 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

上記補助金は、次の口座に振り込むようお願いします。

振 込 先	金融機関名	銀行・農協・信用金庫・信用組合 支店・支所・出張所
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ 口座名義	